

## 2012年10月15日(月) 開所予定！ 弁護士法人東京パブリック法律事務所 三田支所 (外国人・国際部門)

相談者の方にも、会員の皆さまにも、身近な事務所を目指していきます。



### 弁護士法人東京パブリック法律事務所 三田支所 (外国人・国際部門)

〒108-0014

東京都港区芝4-3-11 本芝ビル2階

アクセス：JR田町駅から徒歩7分

地下鉄三田駅から徒歩1分

## 外国人事件を専門に扱う支所設立の経緯

支所開設にあたっては、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、東京弁護士会だけでなく、会員の皆さまから多くの支援をいただきました。これまでのご支援に感謝するとともに、今後も引き続きご支援をいただきたく、以下では支所開設を目指した経緯をご説明します。

### (1) 外国人への法的支援

外国人の人口は全国で210万人弱、東京23区に居住している外国人だけで約34万人になります。外国人が多く居住するとされている大久保や高田馬場を抱える新宿区や東京入国管理局のある港区などは、住民登録人口の約10%が外国人市民になっています。

外国人の多くは、主に、言葉の問題、日本の制度がよく分からない等の問題から、助けを求める声を上げにくい状況にあります。他方で、弁護士の側も同様に、言語の問題、通訳体制、入管法や各国の法規などの特有の知識・経験が必要となってくる分野であるということなどから対応できる体制に限界がありました。

### (2) 外国人部門の設立

このような状況に問題意識をもち、東弁の公設事務所である東京パブリック法律事務所は、2年前の2010年11月に、外国人の相談を専門的に受ける部門を設けました。

英語・韓国語等相談者の言語で直接相談を受けることのできる弁護士や事務局職員を揃え、東京外国語大学の協力を得た通訳体制など言葉の心配なく相談しやすい体制を整え

てきました。専門部門の設立以来、新規の相談件数は、月20～30件あり、また来所された外国人の国籍も40カ国以上に及びます。

### (3) 部門から支所へ

設立後の継続的な相談件数から、日本に居住する外国人の法的ニーズがあることが明らかになってきており、さらに国籍数からも多様な外国人の存在、すなわち潜在的な法的ニーズの存在があることが分かります。しかし、現在の部門所属弁護士だけではキャパシティに限界があり、また豊島区池袋にある現在の部門では、港区・品川区・大田区など外国人が多く居住する城南地区のアクセスなどに問題があり、さらには偏在解消対象地域に赴任する弁護士を養成する拠点が必要とされていることなどから、池袋の部門とは別に、新たに港区三田に支所の設立を目指すこととなりました。

支所の設立を機に、支所6名+池袋の部門3名のスケールメリットを生かし、個々の事件への取り組みだけでなく、事件の取り組みを重ねる中で知識・経験を集積し、会員の皆さまが同様の事件に取り組みやすい基盤作りに生かしていきたい、情報提供も工夫していきたいと思えます。

### (4) 司法過疎地域などへの若手弁護士の派遣

また、支所では、日弁連・関弁連の協力・支援も受けて、若手弁護士を養成して、外国人事件にも対応可能な弁護士を司法過疎地域・弁護士偏在解消地域に派遣し、地方に居住する外国人への法的支援につなげていくことも目指します。